

東日本大震災による 被災施設の 事業再建について

平成27年3月報告

社会福祉法人三陸福祉会

施設再建 移転新築の状況

平成23年

6月 中旬

高台に移転場所として土地を確保する

(地権者3名に対し口頭で了解を得る)

21日

独立行政法人福祉医療機構による福祉貸付相談会が開催される

(第1回目 盛岡市)

8月11日

岩手県保健福祉部長寿社会課担当者が来園し、新規施設補助協議に係る現地調査を行う

10月20日

移転場所(農地)の農業振興地域の指定解除が受理される

(大船渡市農業委員会より)

24日

独立行政法人福祉医療機構による福祉貸付相談会が開催される

(第2回目 遠野市)

12月29日

移転復旧場所の測量確認

平成24年

- 1月13日 岩手県長寿社会課にて移転新築に関する事前協議書類の打ち合わせ
- 2月13日 大船渡市長へ復興再建に向けた要望書提出
- 3月15日 岩手県長寿社会課へ災害査定の手前協議書を提出
- 8月 3日 厚生労働省から岩手県長寿社会課に対して、三陸福社会の移転を承認する通知が入る
- 21日～22日 国会議員3名に対し、要望書提出
- 9月 6日 福祉医療機構担当者来園 再建に係る事業費借入金の協議
- 14日 理事会において建設費用の借入額を決定する
- 29日 独立行政法人福祉医療機構へ借入金申請書の提出
- 10月18日 借入金の内定通知が入る
- 19日 大船渡市農業委員会に農地転用の申請を行う
- 11月13日 移転場所の土地造成工事に係る入札を行う
- 26日～27日 国の災害査定を受ける
- 12月25日 新築工事に係る入札を行う
- 27日 工事 着工

平成26年

- 2月28日 工事 竣工
- 4月 1日 新施設へ移転









震災と 震災後の状況

法人の概要

事業所	定員
特別養護老人ホームさんりくの園	58名
さんりくの園ショートステイ	10名
さんりくの園デイサービスセンター	30名
さんりくの園訪問介護サービスセンター	
さんりくの園訪問入浴介護サービスセンター	
認知症対応型グループホームさんりく	9名
多機能ホームさんりく	登録25名 1日15名
三陸福社会指定居宅介護支援事業所	
大船渡市三陸在宅介護支援センター	

職員数	震災前	震災後
	95名	63名

震災の状況

発生日時 平成23年3月11日（金） 14時46分
地震の規模 マクニチュード9.0

大船渡市における被害状況（H25.7.31現在）

最大震度 震度6弱
死者 340名
行方不明 79名
家屋倒壊数（住宅のみ） 3,629棟

法人の被害状況（H25年7月31日現在）

死者 50名（利用者49名、職員1名）

行方不明者 8名

※震災後、入院先の病院、避難先の施設等で5名の利用者が死亡

建物 全壊

車両 公用車11台流失・破損

職員車両55台流失

震災前の越喜来浦浜地区

さんりくの園

越喜来中学校

越喜来診療所

大船渡市役所
三陸支所

グループホーム
多機能ホーム

越喜来小学校

Image © 2011 GeoEye

© 2011 ZENRIN

© 2011 Geocentre Consulting

©2010 Google

3Dビューアで道路、境界などのアイテムの表示/非表示を切り替える

画像取得日: 2010/5/18 2010

39° 07'05.71" N 141° 48'50.57" E 標高 39 フィート

高度 6993 フィート

震災後の越喜来浦浜地区

さんりくの園

越喜来中学校

越喜来診療所

グループホーム
多機能ホーム

大船渡市役所
三陸支所

越喜来小学校





さんりくの園 中庭

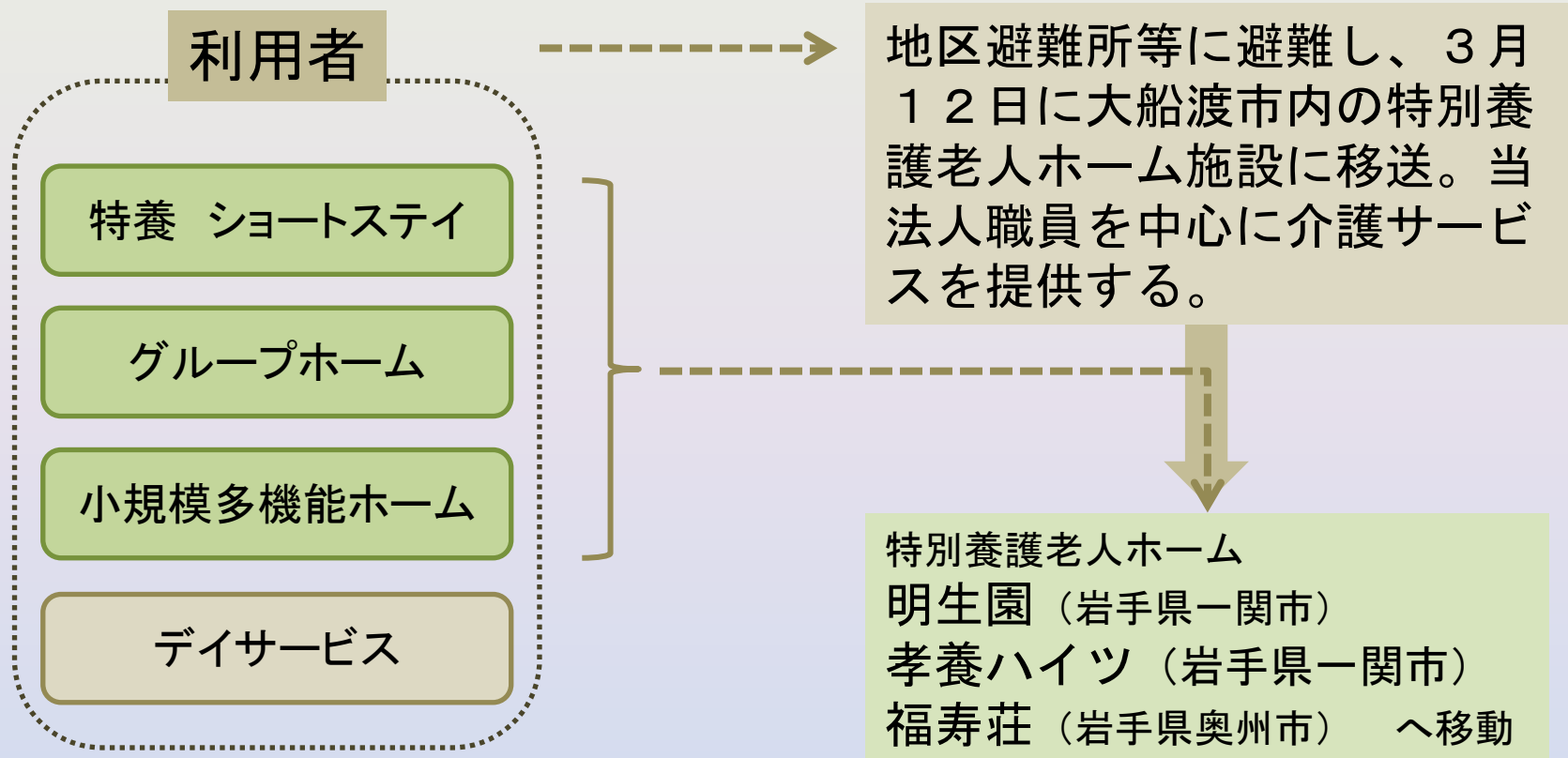


災害後の様子
大船渡市三陸町越喜来浦浜地区





利用者の避難



想定される自然災害

地震

土砂災害

水害

津波

台風

落雷

火山の噴火

洪水

竜巻

山火事



ライフライン不通

電気

照明、医療機器、電話機、パソコン、調理機器
空調設備等



非常電源、自家発電装置、データのバックアップ

水道

飲料水、生活用水等



飲料水の備蓄、沢水や湧水などを確認

ガス

調理、給湯等

※停電によりガス機器使用不可の可能性も



ガス機器等の非常時の使用方法を確認

インフラの機能停止

道路



地割れ、崩落、がれきによる通行止め、遮断



公共交通機関

情報・通信

- ・防災無線、電話、携帯電話、インターネット、テレビ … 不通
- ・ラジオからの情報収集

災害に備える

自治体の
ハザードマップを知る

- ・災害想定・想定規模を知る
- ・想定規模以上の災害への対処

地理を知る

- ・地形、土地の特徴
- ・津波危険地帯の場合、海からの距離・
標高(高さ)も重要

災害史を知る

- ・地域の災害の歴史を知る
- ・ただし、過去の災害記録にとらわれない

交通・避難環境を知る

- ・避難ルートの確認
(坂道、舗装状況、道幅、歩道の有無等)
- ・道路寸断時のう回路等

車椅子・歩行困難者を考慮した避難ルート

施設の備え

施設設備

- ・設備全般の備え(車両含む)
- ・施設間(法人間)での災害協定の締結

備蓄

- ・食料 …… 要援護者に対応した食料の備蓄
缶タイプのおかゆ、カロリーメイト缶
経管栄養等への対応も検討
- ・水 …… 500mlのペットボトルを主とする
- ・その他、燃料、生活用品等の備蓄

- ・備蓄品の検討
市販の非常食では、利用者が食べられない場合も

- ・備蓄場所の検討

さんりくの園：
食料等の備蓄倉庫が津波により
浸水したため、使用できなかった

再建に向けて

事業所再開への取り組み

平成23年

- 3月11日 震災発生
- 17日 法人本部を、大船渡市社会福祉協議会YSセンターに設置する
- 20日 入所者、利用者を内陸部3施設に移動(明生園、孝養ハイツ、福寿荘)
- 4月19日 デイサービス再開(民家型小規模デイ)
- 23日 三陸福祉会合同慰霊祭
- 6月10日 岩手県国保連への介護報酬請求再開
- 7月 1日 職員14名 出向開始(特養3施設)
- 8月 1日 改修事業所 開所
職員3名 出向開始(大船渡市社会福祉協議会)
- 9月 1日 グループホームが仮設住宅敷地内に建設され、事業再開する

平成24年

- 3月11日 三陸福祉会東日本大震災追悼式
- 5月15日 大船渡市担当者とサポートセンター及び小規模多機能型居宅介護事業所仮設設置に係る打ち合わせを行う。
- 9月 6日 全国経営協担当者来園 職員派遣に関する協議
- 11日 全国経営協より派遣職員2名、デイサービスにて勤務開始
- 10月 1日 小規模多機能事業所が仮設住宅敷地内に建設され、事業再開する

震災後の事業展開①

デイサービス

訪問介護

訪問入浴

居宅介護支援

H23.3.11 震災発生

3.13～ 利用者の状況確認・実態把握

介護サービス提供再開

サービス提供再開

H23.4.19

市内の民家を借り上げ、小規模型通所介護事業を再開
(定員1日14名)

H23.5.1～8.31

岩手県社協高齢者福祉協議会被災地支援事業として、要援護高齢者入浴等支援業務受託

サービス提供地域
大船渡市
陸前高田市

H23.8.1 休止していた旅館を改修し、事業所を移転

(定員1日28名)



震災後の事業展開②

グループホーム

小規模多機能

H23.3.11 震災発生

H23.3.12 大船渡市内の特別養護老人ホーム富美岡荘に利用者を送送する。

H23.3.20

利用者9名が岩手県奥州市にある特別養護老人ホーム福寿荘に移動する。

H23.3.20

利用者3名が岩手県一関市にある特別養護老人ホーム孝養ハイツに移動する。
(他の利用者は自宅へ戻る)

H23.9.1

三陸町越喜来杉下仮設住宅の一画に、仮設により建物を建設していただき、事業を開始する。
(奥州市より8名が戻る)

H24.10.1

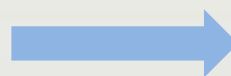
三陸町越喜来杉下仮設住宅の一画に、仮設により建物を建設していただき、事業を開始する。



雇用の継続

○震災発生後～6月30日まで

デイサービス、訪問介護
訪問入浴、居宅介護支援事業



職員を分散して配置し、
サービス提供を継続した。

○7月1日から

気仙地区(大船渡市・陸前高田市・住田町)3法人へ職員を出向することで、雇用を継続

法人名	施設名	出向期間	出向人数
社会福祉法人成仁会	特養富美岡荘	平成23年7月1日～平成24年3月31日まで	介護職員 4名
社会福祉法人成瀬会	特養すみた荘	平成23年7月1日～平成24年6月30日まで	介護職員 3名
社会福祉法人高寿会	特養高寿園	平成23年7月1日～平成24年6月30日まで	介護職員 6名
			調理員 1名

○8月1日から

被災地支援業務の一環として、仮設住宅に入居する方々等の福祉ニーズの把握と、必要な要介護サービス等を調整・提供する目的として、大船渡市社会福祉協議会が生活支援事業を開始した。事業開始に伴い、職員を出向する。

法人名	出向期間	出向人数
社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会	平成23年8月1日～現在も継続中	介護支援専門員 1名 介護職員 2名

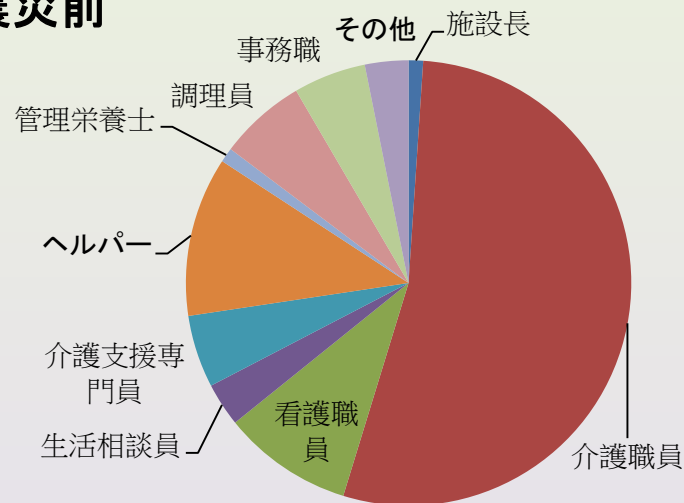
職員数の変化

三陸福社会 在籍職員数

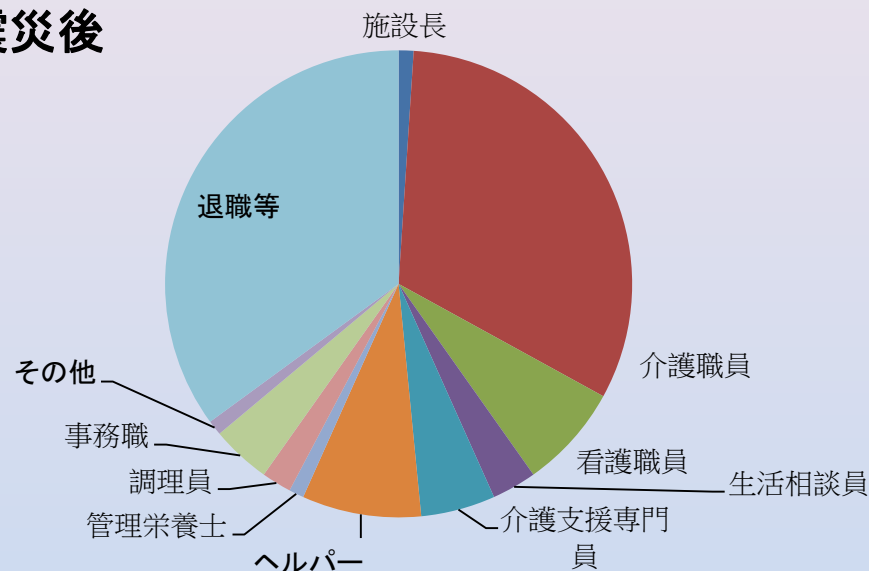
	震災前	震災後
施設長	1	1
介護職員	51	31
看護職員	9	7
生活相談員	3	3
介護支援専門員	5	5
ヘルパー	11	8
管理栄養士	1	1
調理員	6	2
事務職	5	4
その他	3	1
退職等		34
総計	95	63

平成25年7月31日現在

震災前



震災後



職員に対するメンタルヘルス・ケア

震災後
4～5ヶ月経過頃から

数人の職員に 精神的に不安定な
症状がみられる

将来への
不安

不安定な状況
での仕事に
対する不安

家庭的な
要因による
不安

ストレス

- ・産業医が、震災後、全職員にアンケートを実施
- ・全職員に対し面接を実施（衛生管理者）
- ・フォローが必要な職員を優先に、産業医との面接を実施

再建後における意見等

防災協定書(法人間)

岩手県沿岸ブロック高齢者福祉協議会 防災ネットワーク協定書

(目的)

第1条 この協定は、岩手県沿岸ブロック高齢者福祉協議会(以下「本会」という。)に所属する特別養護老人ホーム等において、大規模災害(地震・津波・火災・水害等)等により、大規模な被害が発生した場合、被災していない施設が被災施設入所者の受け入れ、応援職員を派遣する等、相互の応援を円滑に行うために必要な条項を定めるものとする。

(応援事項)

第2条 応援項目は次のとおりとし、被災していない施設での通常の業務を妨げない範囲内で行うことができるものとする。

- (1) 被災者の避難のための施設の提供
- (2) 被災者に対する給食、給水及び生活必需品の提供
- (3) 災害応急処置に必要な職員の派遣
- (4) 災害応急措置に必要な資材物資の提供
- (5) その他、被災施設から特に要請のあったもの

防災協定書(法人間)

(応援要請の手続き等)

第3条 応援要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明確にして、直ちに電話またはファクシミリ等により総合本部長に連絡し、応援施設の協力を要請するものとする。総合本部長は速やかに連携施設に対してこの要請に基づく応援協力をもとめ、具体的な対処を図るものとする。

- (1) 災害の状況(種類、発生日時、場所)
- (2) 応援要請の内容
- (3) 応援要請の期間
- (4) その他必要事項

2 災害の実態に照らし、特に緊急を要し、被災地区において応援要請が出来ない状況にあると判断されるときは、応援要請を待たず自主的に応援出動することができるものとする。この場合は、前項の要請があったものとみなす。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により要請を受けた施設の長は、被災施設の長に対して、応援内容を電話等で連絡し、直ちに応援を実施するものとする。

防災協定書(法人間)

(必要経費)

第5条 本規定を岩手県に届け出ることにより、必要経費が発生した場合は、国の定める範囲において災害救助費等の対象となるものとする。

2 前項の経費対象によらない経費においては、負担等について別途協議を行うものとする。

(その他)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、施設長会議等で協議して定める。

(附則)

第7条 協定締結後に、岩手県沿岸ブロック高齢者福祉協議会に加盟した特別養護老人ホームは、自動的に協定に参画することとする。

平成25年4月1日

この協定の締結を証するため、協定書には、岩手県沿岸ブロック高齢者福祉協議会に所属する特別養護老人ホーム施設長等が記名押印して、本書16通を作成し、各1通を保有するものとする。

訓練計画書の策定

1. 訓練目標の設定

地域において想定される自然災害等の具体化

- ・災害の種類、被害の規模 等

訓練を通して何を達成・確認したいか

- ・利用者の避難ルート・避難方法の確認
- ・避難完了の時間、避難時の問題のあぶり出し
- ・停電または断水時の対処 等

2. 実施時期

準備に要する期間、参加者の調整等考慮した上で訓練日時を決定する。

- ・参加者の選定や通知の期間
⇒ 余裕をもった日時の決定

訓練計画書の策定

3. 訓練参加者の範囲

近隣地域住民、関係機関等、参加者の範囲を決定する。

4. 訓練の想定

想定 of 災害規模、ライフラインの想定状況、参集できる職員の数など、詳細を具体的に決定する。

5. 主な訓練項目を具体的に決める

- 例)
- ・災害直後の対応
 - ・災害対策
 - ・本部運営
 - ・停電・断水での食事提供
 - ・地域住民の受け入れ

訓練計画書の策定

6. 訓練シナリオの設定

訓練項目ごとの訓練時間などを考慮し、訓練の順序、開始時間、終了時間等を定める。

7. 必要な資材・機材

訓練に必要な資材、器材等を確保する。
資材等は**通常保管・設置している場所から**搬入する。



8. 実施スケジュール

訓練実施の前段取りとして、法人(施設)内部での打ち合わせ、訓練参加者への説明会を行い、スケジュールを決定する。

訓練計画書の策定

9. 訓練成果の想定

訓練目標と照らし合わせ、訓練で得られる成果をあらかじめ想定する。

10. 点検・検証

訓練実施後、訓練内容、状況等を参加者と意見交換しながら、訓練実施報告をまとめ、BCPや災害マニュアル等の改善を行う。